

西条市自転車等の放置防止に関する条例（案）の概要

1 条例制定の目的

- ・西条市では年々、放置自転車が増加傾向にあり、公共施設の利便に支障をきたしています。
- ・そのため公共の場所における自転車等の放置防止、駐車対策等に関し必要な事項を定めて良好な生活環境の確保、あわせて自転車等の利用者の利便の増進を図るものです。

2 条例に規定する主な内容

- (1) 公共の場所（JR 駅周辺、道路、広場、公園等）に放置されている自転車等を速やかに撤去することが可能になります。
- (2) 撤去、保管した自転車等の所有者（利用者）に対し、引取通知を行います。
- (3) 返還の際には保管費用がかかります。
- (4) 一定期間を過ぎても引き取りに来ない場合は処分されます。